

# 定期監査報告書

令和元年6月20日

公立大学法人岩手県立大学  
理事長 遠藤達雄様

公立大学法人岩手県立大学

監事 榎田裕之



監事 三河春彦



私ども監事は、地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの事業年度における業務の執行を監査いたしました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

## 1 監査の方法の概要

私ども監事は、事務局長等から業務運営の報告と業務処理の状況を聴取し、書面・証憑書類の査閲によりこれを確かめました。また、会計監査人から、監査の方法の概要について、報告並びに説明を受け、貸借対照表・損益計算書・キャッシュフロー計算書・利益の処分に関する書類(案)・行政サービス実施コスト計算書・注記事項・附属明細書・事業報告書及び決算報告書の正確性について、検討を加えました。理事長及び副理事長と当法人との利益相反取引については、その有無を調査いたしました。

## 2 監査の結果

- (1) 会計監査人の監査の方法及び結果は、相当であると認める。
- (2) 財務諸表は、財政状態・運営状況、キャッシュフローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に表示していると認める。
- (3) 利益の処分に関する書類は、法令に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められない。
- (5) 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示していると認める。
- (6) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示していると認める。
- (7) 理事長・副理事長・理事の業務執行に関しては、不正の行為又は法令・定款に違反する重大な事実とは認められない。なお、理事長・副理事長と法人間の利益相反取引は認められない。

以上